

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第62回）開催結果概要

1 日時

令和元年5月30日（木）午後3時から午後4時40分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

奥山信一，川出敏裕，小林篤子，任介辰哉，中尾正信，山田真紀，
山本和彦（座長），横井弘明，和田雅樹

（事務総局）

石井伸興審議官，平城文啓総務局第一課長，内田哲也総務局参事官，
成田晋司民事局第一・三課長，福家康史刑事局第一・三課長，
中島崇行政局第一課長，澤村智子家庭局第一課長

4 進行

（1）報告及び意見交換等

ア 第8回報告書の構成等について

内田総務局参事官から，報告書案は最新の平成30年の統計データを元に作成していることに加え，報告書案の構成が説明された。また，今回も，報告書の公表に合わせ，前回の公表時と同項目の統計資料を資料編としてウェブアップすることについて説明された。

イ 第8回報告書案について

（ア）民事第一審訴訟事件の統計データ分析について

成田民事局第一課長から，民事第一審訴訟事件について，新受件数は，平成18年以降に急増し，平成21年をピークにその後は減少に転じたが，平成27年以降は概ね横ばいで推移し，平成30年は前年よりも若干減少していること，その内訳を見ると，平成22年以降，過払金等事件は引き

続き減少している一方、過払金等事件以外の事件は平成26年以降若干の増加傾向にあったものが、平成30年は若干減少したこと、平均審理期間は、平成22年以降長期化傾向にあったところ、平成28年に短縮に転じたが、その後再び長期化したことなどが説明された。また、医事関係訴訟について、新受件数はここ数年800件台前半で推移していたが、平成30年は753件に減少し、平均審理期間は長期的に見れば短縮ないし横ばいとなっていること、建築関係訴訟について、新受件数は平成26年以降横ばいとなっており、建築関係訴訟全体の平均審理期間は長期的に見るとわずかながら長期化傾向にあることなどが説明された。

続いて、中島行政局第一課長から、知的財産権訴訟について、平成30年の新受件数は前年から大幅に減少したが、直近10年間で見ると同水準であり、平均審理期間はここ数年短縮傾向にあること、労働関係訴訟について、平成30年の新受件数は前年より減少したものの、これまでで2番目に多い3496件であり、平均審理期間は前年より若干短縮したが、平成22年以降長期化傾向にあるところ、これは、事件動向に加え、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられるほか、争点整理期間の長期化が影響していると考えられること、労働審判事件の新受件数も訴訟事件と同様に高い水準で推移しているが、全体の7割弱の事件が3か月以内に終局していること、行政事件訴訟について、新受件数は平成18年以降2000件を超える水準で推移してきたが、平成30年はこれを下回り、平均審理期間は前年から若干短縮しており、平成18年以降の推移の範囲内に概ね収まっていることなどが説明された。

(中尾委員)

- 来年度以降の統計も見なければ分からないところではあるが、ここ数年、過払金等事件の減少等に伴い民事第一審訴訟事件の新受件数が減少してい

る一方で、特に平成29年頃から平均審理期間が長期化している。これまで、争点整理手続における訴訟運営上のあい路を克服しようと様々な工夫をしてきているにもかかわらず、平均審理期間が長期化していることからすると、こうした工夫の効果を超えるような事件の質や内容の変化があるのではないかと考えられる。審理期間が2年を超える事件の増加に加え、「その他の損害賠償」事件を含む審理期間が1年から1年半程度の事件が増加していることにより、全体の平均審理期間が押し上げられていると推定されるが、新受件数が減少しているにもかかわらず審理期間の長期化が進んでいることを踏まえ、今後、全体的な事件の質的困難化という観点からも分析する必要があるのではないか。

(イ) 民事実情調査について

成田民事局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたことが説明された。

(中尾委員)

- 前回の検証検討会での議論を適切に報告書案に反映していただいておりますが、内容に異存はない。報告書案にあるように、争点整理の手法については、抽象的に議論するのではなく、具体的な審理の段階に応じた効果的な手法を深掘りしていくということが今後の課題であると思う。
- 争点整理においては、どれだけ工夫したとしても、人間同士がやっている以上、結果的に認識に多少のずれが生じることや、裁判官の発言の趣旨が伝わらなかつたり誤解されたりすることを完全になくすことはできないと思われる。とはいえ、そういった事態をなるべくなくすようにしなければならないが、そのためには、争点整理の終盤の主張が出揃ったタイミングで、当事者に予告した上で、争点や主張のピントが合っているかどうかをお互いに確認し合う期日を設けることが有用であると思う。そうした確認をするまでもないような単純な事件もあるかもしれないが、全体として

こうした期日を設けることがルーティン化されれば、認識のずれをかなり減らしていけるのではないかと思う。

(ウ) 刑事通常第一審事件の統計データ分析について

福家刑事局第一課長から、刑事通常第一審事件全体について、新受人員は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、平成30年は前年とほぼ同数となるなど、概ね横ばいの状況にあること、終局人員も同様の傾向であり、概ね順調に処理されていること、否認事件の平均審理期間の長期化傾向は続いており、今後の動向を注視する必要があるが、全体の平均審理期間は3.0月前後で安定して推移していることなどが説明された。

また、裁判員裁判対象事件について、新受人員は平成28年までの減少傾向に歯止めが掛かり、同年から平成30年にかけては若干の増減はあるものの、概ね横ばいの状況にあること、終局人員については、平成29年までは減少傾向が続いていたところ、平成30年は若干の増加に転じており、内訳としては、平成28年までは自白事件の方が多かったが、平成29年以降は否認事件の方が多くなっていること、平均審理期間は、平成27年から自白・否認の別に関わらず再び長期化していたものが、平成30年は全体としてはほぼ横ばいで長期化傾向に歯止めが掛かった状況にあること、公判前整理手続期間の平均の推移は、平成27年から自白・否認の別に関わらず再び長期化していたものが、平成28年から平成30年にかけては、ほぼ横ばいで長期化傾向に歯止めが掛かり、特に自白事件については改善の兆しが見られることなどが説明された。

(横井委員)

- 自白事件及び否認事件の公判前整理手続期間がいずれも短縮しているにもかかわらず、全体の公判前整理手続期間の平均が短縮していないのは、否認事件の増加による影響なのか。

(福家刑事局第一課長)

○ そのように認識している。

(エ) 刑事実情調査について

福家刑事局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたことが説明された。

(横井委員)

○ 前回の検証検討会でも発言したとおり、実情調査では、検察官による証拠一覧表の交付について、弁護人の側から、もう少し分かりやすいものを出してほしいという意見が出されていたと思うが、この点が報告書案に記載されていないのはなぜか。

(福家刑事局第一課長)

○ 御指摘のとおり、実情調査では、証拠一覧表の記載が不十分であるなどの意見も聞かれたが、今回の実情調査は、公判前整理手続期間が平成27年以降に再び長期化している要因の洗い出しに主眼を置いたものであるところ、証拠一覧表の交付については、平成28年12月から施行された制度であること、仮に証拠一覧表の記載が不十分であるなどの事情があったとしても、そのことによって証拠一覧表の交付制度の導入前よりも公判前整理手続期間が長期化したとは必ずしも言えないと考えられることから、報告書には記載しなかったものである。

(オ) 家事事件・人事訴訟事件の統計データ分析について

澤村家庭局第一課長から、平成30年の統計について、家事事件全般の概況として平成28年の統計数値から大きな変動はないこと、別表第一審判事件の新受件数は、主として後見等監督処分事件等の増加の影響により増加したこと、別表第二事件の新受件数も調停事件を中心として概ね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかな長期化傾向にあること、一般調停事件の新受件数は長期的に見れば減少傾向にあるが、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあることなどが説明された。

また、遺産分割事件について、長期的に見れば、新受件数は増加傾向にあるが、平均審理期間は短縮傾向にあり、調停に代わる審判が簡易迅速な紛争解決手段として積極的に活用されていること、婚姻関係事件について、新受件数は若干減少している一方、平均審理期間は長期化傾向にあること、子の監護事件について、新受件数は概ね増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にあるところ、後者の要因としては、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある「その他の子の監護事件」（面会交流、子の監護者の指定、子の引渡し）の増加傾向が挙げられることなどが説明された。

さらに、人事訴訟事件について、新受件数が減少傾向にある一方で、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いているところ、後者の要因としては、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が長期的に見て増加傾向にあることが挙げられることなどが説明された。

（山本座長）

- 家事調停事件の平均審理期間が長期化傾向にあることの要因については分析しているか。

（澤村家庭局第一課長）

- 具体的な統計に基づく分析は困難であるが、一般調停事件については、前回の報告書において、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にあることが影響していると考えられる旨指摘されていたところである。もっとも、調停成立で終局した事件の割合が近時は横ばいになってきており、一般調停事件の約8割を占める夫婦関係調整調停事件においては、調停成立で終局した事件と取下げで終局した事件のいずれについても、平均審理期間が平成28年より長期化している。そうすると、一般調停事件の平均審理期間が長期化傾向にある要因については、

これまでの指摘が必ずしも当てはまらないとも考えられる。他に考えられる要因の一つとしては、婚姻費用分担事件の増加傾向が挙げられる。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、婚姻費用分担事件の解決が優先されたりするなどして、結果的には、夫婦関係調整調停事件の審理が長引くことがあると考えられる。以上はあくまで推測にとどまるため、今後、引き続き分析を行う必要があると思われる。

(山本座長)

- 家事調停については早く終わればよいというものではなく、粘り強く説得を行う中で審理期間が長期化してしまうということはあると考えている。この点を特に取り上げるべきだと考えているわけではないが、引き続き推移を注視していく必要があるだろう。

(カ) 家事情調査について

澤村家庭局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたことが説明された。

(キ) 巻頭言及び概要ペーパーについて

内田総務局参事官から、巻頭言の説明に加えて、前回の検証検討会における議論を踏まえ、第8回報告書の公表に当たり、報告書のポイントをA4サイズで1枚にまとめた資料（以下「概要ペーパー」という。）を作成し、報告書に掲載することを検討していること、同資料は、分野ごとに重要な統計データを記載した上で、実情調査の結果や検討会での議論、今後に向けての検討のうち、ポイントとなる事項を簡潔に分かりやすく記載したものであり、主に実務の運用を担う法曹三者に向けて、迅速化に向けた取組の実情や工夫例、今後取り組むべき課題とその検討の方向性について、検討会としてのメッセージを明確に示すという観点も意識して作成したこと、同資料を活用することにより、多くの方々に迅速化検証の取組への関

心を喚起するとともに、特に法曹三者において迅速化に向けた各種の取組や課題を共有するきっかけとなると考えていることなどが説明された。

(小林委員)

- 前回までの報告書の巻頭言は、時系列に沿って記載されているものであったが、巻頭言としては、事務局案のように、今回の報告書の内容を冒頭に記載する方がよいと思う。

(山本座長)

- 巻頭言について、事務局案は分かりやすく記載されていると思う。

(中尾委員)

- 概要ペーパー案について、家事情調査の結果等のうち「人事訴訟を念頭においた離婚調停」の項目には、裁判官と弁護士の認識が必ずしも一致していない面があるという点のみが記載されているところ、実情調査において、離婚調停における調査嘱託の採否に関する認識にずれがあったことは事実であるが、他方で、例えば財産一覧表を調停段階で作成するといった点においては裁判官と弁護士の認識が一致していた面もある。概要ペーパー案の記載は、裁判官と弁護士の認識にずれがあったという面を強調しすぎているのではないかという印象を受ける。

(山本座長)

- 中尾委員の指摘はもっともであると思う。むしろ、報告書案にあるとおり、人事訴訟における審理や結論の見通しを念頭に置いた離婚調停の運営が浸透しつつあることを盛り込むことが相当ではないか。

(澤村家庭局第一課長)

- 概要ペーパーの作成に当たっては、課題を記載するということを念頭に置いていたため、そのような記載としたが、御意見を踏まえ、報告書本文の記載も含めて表現を工夫させていただきたい。

(任介委員)

- 概要ペーパー案のうち、刑事実情調査の結果等については、検証の対象として単に「裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因」と記載するのではなく、検証の目的が充実した公判前整理手続を迅速に行うことにあるということが明らかになるような見出しを付してはいかがか。

(小林委員)

- 実情調査の結果等を踏まえた「今後の課題」の項目において、目指すべき方向性に関する記載を盛り込むことも考えられるのではないか。

(福家刑事局第一課長)

- 御意見を踏まえ、概要ペーパーの記載について検討させていただきたい。

(川出委員)

- 概要ペーパー案の記載によれば、刑事実情調査において、当事者の証拠開示の在り方について法曹三者から認識を異にする様々な意見があったという趣旨に読めるが、当事者の証拠開示の在り方そのものについて法曹三者が認識を異にしていたわけではないと思われる。

(横井委員)

- 実情調査では、弁護人の側から、証拠を全て見てからでなければ主張を提出できないとの意見があった一方で、検察官の側から、弁護人の主張の提出が遅れることがあるという意見があったが、これらは当事者の主張の在り方に関する意見と思われる。

(福家刑事局第一課長)

- 御指摘を踏まえ、概要ペーパーについて、当事者の証拠開示の在り方そのものではなく、証拠開示を前提とした当事者の主張の在り方について認識を異にする意見があったという内容に改めさせていただきたい。

(小林委員)

- 概要ペーパーを報告書に掲載することは初めての試みと聞いているが、この点について他の委員の御意見を伺いたい。

(中尾委員)

- 報告書を最初から最後まで読む前に、まず概要ペーパーを読んでポイントをつかむことができるので、あった方がよいと思う。

(山本座長)

- 概要ペーパーは、報告書のポイントを一目で把握することができるものであり、忙しい人であっても、初めにこれを読んだ上で、報告書のうち関心のある部分を目次で引いて詳しく読むという使い方ができると思う。ペーパーの趣旨は大変よいと思うので、ぜひ報告書に掲載してもらいたい。

(2) 今後の予定について

本日の議論を踏まえた報告書案の修正については座長及び事務局に一任することとされた。

事務局から、第8回検証結果の公表は7月の第3週ないし第4週に行う予定であることが説明され、次回の検討会は、次の日時に開催され、第9クールの検証の方向性等について意見交換することが確認された。

第63回 令和元年9月24日(火)午後3時から

(以上)